

## ○伊丹市議会委員会傍聴規則

公布 平成 6年12月22日 市議会規則第1号

改正 平成24年 9月 3日 市議会規則第1号

令和 2年 2月13日 市議会規則第1号

令和 4年11月28日 市議会規則第2号

注 平成24年9月から改正経過を注記した。

### 目次

- 第1条 (趣旨)
  - 第2条 (傍聴券等の交付)
  - 第3条 (傍聴券)
  - 第4条 (傍聴証)
  - 第5条 (傍聴券等の返還)
  - 第6条 (傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴しようとする者の定員)
  - 第7条 (傍聴席に入ることができない者)
  - 第8条 (傍聴人の守るべき事項)
  - 第9条 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
  - 第10条 (傍聴人の退場)
  - 第11条 (係員の指示)
  - 第12条 (違反に対する措置)
- 付則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市議会委員会条例（昭和41年伊丹市条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、伊丹市議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (傍聴券等の交付)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、これを携帯しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

#### (傍聴券)

第3条 傍聴券は、委員会当日所定の場所で先着順に、傍聴書に住所、氏名及び電話番号を記入するこ

とにより交付する。

- 2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会当日、当該委員会に限り傍聴することができる。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴証)

第4条 傍聴証は、報道関係者に交付する。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間、委員会を傍聴することができる。

(傍聴券等の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴券を返還しなければならない。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間が満了したときは返還しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴しようとする者の定員)

第6条 傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は、それぞれ次の各号に定めるところによる。ただし、委員長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1委員会室 10人
- (2) 第2委員会室 10人

(平24市議会規則1・令2市議会規則1・令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 犬、猫、鳥その他動物の類を携帯している者。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、委員会室にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源は切るか又は音が発生しないように設定し、パーソナルコンピュータ等の電源は切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 記者席では、前項第7号の規定にかかわらず、音が発生しないように設定すれば、携帯電話等を使用（通話を除く。）し、及びパーソナルコンピュータ等を使用することができる。

(令4市議会規則2・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則（平成24年9月3日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年2月13日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年11月28日市議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。